市政報告第94号 竹内やすひろ



市政報

、公明党 横浜市会議員

ヒットエンドラン通信

竹内やすび

アレルギー治療の拠点病院を視察

横浜市立みなと赤十字病院が『神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院』に選定



この度、「横浜市立みなと赤十字病院」が 「県立こども医療センター」 とともに 「神奈川 県アレルギー疾患医療拠点病院」に選定され ました。「国の基本指針」「県の選定」「横浜市 の医療機関」という国・県・市のネットワーク

で実現しました。

昨年、国のアレルギー疾患対策の基本方針に、 各都道府県に1、2カ所程度の拠点病院を「整備」 することが公明党の努力により明記され、専門 医による高度な診療や情報を提供する体制案が 盛り込まれました。

これにより、かかりつけ医の診察・治療が困 難等の場合には拠点病院に紹介され、病状が安 定化したら、かかりつけ医が診療するという体 制が整います。また拠点病院は人材育成、研究、 学校等への助言、さらに、国が定める中心拠点 病院と連携します。まさに、アレルギー疾患の 診療ネットワークの中心的な役割を担うことに なります。

会明党横浜市会議員団の取組み

気管支喘息やアトピー性皮膚炎、食物アレル ギー、花粉症などのアレルギー疾患は国民の2 人に1人がかかると言われます。

"国民病"とも言われるアレルギー疾患に苦 しむ患者・家族の心の底からの叫びに応えるた め公明党は、その対策を総合的に推進する「ア レルギー疾患対策基本法 | を2014年6月に成立 させました。

その基本法に基づき、基本方針が策定されま した。

2003年、旧港湾病院からみなと赤十字病院 へ経営形態を変更するにあたって公明党横浜市 会議員団は、総合的アレルギー疾患診療機能を 整えるべきと強く主張し、具体的な提案を行い ました。 (以下要旨)

- ①専門医や指導医などの人材確保
- ②最新の臨床研究のもとの治療
- ③地域医療機関との充分な連携の3点を備 えたアレルギーセンターの設置。

そして2005年に開院し、 アレルギーセンター設置か ら13年が経過しました。

今回の拠点病院への選定 は、アレルギーセンター設 置の志をさらに大きく具体 化するものと期待します。



横浜市会議員

「内やすひろ (たけうちやすひろ)

横浜市神奈川区大口通り127-16コスガビル1F TEL: 045-716-6822 FAX: 045-716-6823 ホームページ http://takeuchi.180r.com ★**といました**

E-mail mail@takeuchi.180r.com

http://takeuchi.180r.com

防災士



市会運営委員会副委員長 水道·交通委員会 新たな都市活力推進特別委員会 公明党神奈川県本部 幹事長代理 公明党神奈川支部 支部長

市政報告第 94 号 竹内やすひろ

横浜市会第4回定例会 認知症対策について

公明党一般質問

高齢者人口の増加に伴い、認知症の方は今後も増加が見込まれており、2025年には高齢者の5人に1人が認知症と推計されています。認知症は早く発見して適切に対応することで、進行を遅らせることができると言われており、早期発見・早期対応をしていくことが重要です。

公明党認知症対策推進本部では「認知症施策推進基本法案」の骨子案をまとめています。 横浜市会第4回定例会においては公明党の一般質問にて、横浜市の認知症対策についての提言 も含め市長に質問しました。 以下 質問及び答弁の要旨です。

◎初診から診断までの時間がかかっていることについての市長の見解

- 《答弁》横浜市が医療機関に対して行ったアンケートでは、認知症の鑑別診断に要する日数は、2週間以内が約55%、1か月以内が約30%。一方で、1か月以上と回答した医療機関も約15%あり、鑑別診断までの期間にばらつきがある状況。
- ◎認知症疾患医療センターや鑑別診断ができる医療機関を増やすべき
- 《答弁》2025年に向かって認知症高齢者が増えていく中で、鑑別診断をできる体制を整えていく必要があると認識している。今後、関係機関の意見を伺いながら検討していく。
- ◎現愛4カ所の認知症疾患医療センターを各区に設置すべきと考えるが市長の見解
- 《答弁》平成29年に改正された国の「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」では、人口の多い二次医療圏では、概ね65歳以上人口6万人に1か所程度とされています。認知症の医療体制について実態を把握した上で、市全体のバランスやアクセス等も考慮しながら、しっかりと検討していく。
- ◎認知症高齢者グループホームへ希望者が費用や空き状況で入居できないことを解消するための対策について
 - 《答弁》金銭面の対策としては、今年度、本市独自にグループホームの家賃等を助成する制度 の拡充や、生活保護受給者も入居可能な家賃設定に取り組んでいく。また、施設の基本 情報や空き情報を提供する「高齢者施設・住まいの相談センター」や「介護サービス情 報公表システム」を活用し、ケアマネジャーや利用者家族が、希望に沿ったグループ ホームを選択できるようにする。

認知症サポーターへの取組み



認知症サポーターとは、 認知症について正しく理解 し、偏見をもたず、認知症 の人や家族を温かく見守 り、自分のできる範囲で活 動する「応援者」のことで す。

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。 横浜市では、地域、職域、学校などさまざま な場所で認知症サポーター養成講座を開催しています。

